

岩手県告示第 799 号

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成 18 年 7 月 21 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 (1) 申請のあった年月日 平成 18 年 6 月 22 日
 - (2) 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - ア 名称 特定非営利活動法人いわて脳外傷友の会イーハトーヴ
 - イ 代表者の氏名 堀間幸子
 - ウ 主たる事務所の所在地 盛岡市羽場 14 地割 8 番 4
 - (3) 定款に記載された目的 この法人は、岩手県内の高次脳機能障害者及びその家族、並びに保健・医療・福祉、その他関係機関等の職員及び県民に対し、高次脳機能障害に関する知識の啓発と普及を行うとともに、高次脳機能障害者等の自立に必要な支援事業を行い、地域と社会の福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。
- 2 (1) 申請のあった年月日 平成 18 年 6 月 26 日
 - (2) 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - ア 名称 特定非営利活動法人赤松の里
 - イ 代表者の氏名 渡辺聖子
 - ウ 主たる事務所の所在地 八幡平市大更 23 地割 75 番地 1
 - (3) 定款に記載された目的 この法人は、地域で生活する認知症老人に対する各種支援活動を通してノーマライゼーションの精神を实践することにより認知症老人と介護する家族が安心して暮らせる地域社会作りに寄与することを目的とする。